



# 新潟県報

発行 新潟県

**第 77 号**

平成30年10月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

### 告 示

- 1046 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1047 道路の区域変更（道路管理課）
- 1048 道路の供用開始（道路管理課）
- 1049 道路の区域変更（道路管理課）
- 1050 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 1051 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1052 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1053 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

### 公 告

大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

## 告 示

#### ◎新潟県告示第1046号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成30年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 見附市立病院
- 2 所 在 地 見附市学校町2丁目13番50号
- 3 有効期間 平成30年10月7日から  
平成33年10月6日まで

#### ◎新潟県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新関水原停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市堀越字百津1519番1から	新	(A)9.0～24.4メートル	504.0メートル
		(B)10.4～25.4メートル	504.8メートル

同市緑町1181番11まで	旧	9.0～24.4メートル	504.0メートル
---------------	---	--------------	-----------

備考 上記 (A) 及び (B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新関水原停車場線
- 2 供用開始の区間 阿賀野市堀越字百津1519番1から同市緑町1181番11まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月2日

◎新潟県告示第1049号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八幡新田島潟線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市五十公野字松橋5901番3から	新	11.0～13.8メートル	55.4メートル
同市五十公野字松橋5959番1まで	旧	11.0～13.8メートル	55.4メートル

◎新潟県告示第1050号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年10月30日新潟県告示第1312号）を次のとおり解除する。

平成30年10月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小平尾(6)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1051号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年10月30日新潟県告示第1313号）の指定を解除する。

平成30年10月2日

新潟県知事 花角 英世

## 1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小平尾(6)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1052号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年10月2日

新潟県知事 花角 英世

## 1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小平尾(6)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第1053号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年10月2日

新潟県知事 花角 英世

## 1 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小平尾(6)地区	魚沼市小平尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イオンタウン糸魚川  
所在地 糸魚川市上刈六丁目439番1 外  
設置者 イオンタウン株式会社 他2者
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名  
(変更前) イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳  
(変更後) イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤 久誠
- 3 変更年月日  
平成30年5月28日
- 4 変更の理由  
株主総会で決定したため
- 5 届出年月日  
平成30年9月13日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、糸魚川市産業部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成30年10月2日から平成31年2月2日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp